

## 資格予備校5社解約条項一覧

| 学校名        | 解約条項   |
|------------|--|
| 大栄総合教育システム | <p>「受講申込後、お客様自身の一方的な都合等を除き、学習を継続できないなどの理由で、解約を希望する場合、民法及び消費者契約法、特定商取引法などに基づき、これを認めます。解約に際しては、所定の手続にしたがって申請が必要です。返金は、受講前の場合は申込金額の20%と1万5千円のうちいずれか少ないほうを控除し、受講後であれば、納付された受講料から受講済み授業料および入学金、使用済みの教材費、諸経費を差し引くものとし、加えて未受講分受講料に対する解約手数料20%と5万円のうちいずれか少ないほうを控除する場合があります。受講料のお支払いの際に、当社指定のクレジット会社との契約をご利用の場合、契約のキャンセルに伴ない、当社が負担するキャンセル手数料相当額を差し引きます。」</p>  |
| TAC        | <p>「[ア] 講座開始日以後、下記[イ]に掲げる事由により、継続的な講座受講が困難もしくは不可能または講座受講の必要がなくなった場合には、お申し出ください。ご相談の上、受講料の預かり金処理、受講期間の繰り延べ、受講形態の変更または解約・返金等させていただきます。お申し出は申込者本人もしくはその代理人または申込者のご家族に限定させていただきます。その際は、医師の診断書など当該事由が客観的に確認できる書類をご提出いただくこととなります。（中略）</p> <p>[イ] 継続的な講座受講が困難もしくは不可能または講座受講の必要がなくなった場合に該当する事由とは、下記のとおりといたします。</p> <p>&lt;1&gt; 本人の死亡、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、長期にわたる海外転勤・海外留学した場合<br/>         &lt;2&gt; 保護者の死亡、重大な心身の疾病および勤務先の倒産並びにご家族の介護等による著しい生活環境の変化があった場合<br/>         &lt;3&gt; 受験資格がないことが講座開始以後に判明した場合<br/>         &lt;4&gt; その他、講座受講を継続することができない合理的な理由が生じた場合」</p>  |
| 辰巳         | <p>「受講申し込み後、精神的不調、健康上の理由、仕事上の理由、その他で解約の必要が生じた場合には、受付にお申し出ください。ご相談の上、解約等に応じさせていただきます。」</p>  |
| 東京リーガルマインド | <p>「受講申込後、お客様において下記の事由が発生した場合、お客様は当社に対して、受講契約の取消及び返金請求等のお申し入れをすることができます。なお、お申し入れの際には、当該事由の存在を基礎づける資料の提出が必要となります。</p> <p>① お客様本人様について、死亡、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、就職・転職、異動・転勤、留学、資格試験等の合格、家族の介護、青年海外協力隊・ボランティア等の社会奉仕活動、受験資格がないことが判明した場合により、受講することが不能又は著しく困難、或いは不必要になった場合<br/>         ② お客様の保護者様について、死亡、重大な心身の疾病、勤務先の倒産等により、受講することが不能又は著しく困難となった場合<br/>         ③ 上記に準ずる事由により、受講することが不能又は著しく困難となった場合」</p> <p>（貴社のパンフレット上またはウェブページ上の記載内容）</p> <p>「お客様がコース・講座等を注文された場合：お申込後の注文取消し、お客様都合による解約は、原則として承っておりません。ご注文取消し・解約は、LEC申込規定3.【解約・返金等】所定の事由がある場合に限られます。詳細はLEC申込規定3.【解約・返金等】をご覧ください。」</p>  |
| 東京法経学院     | <p>（1）お客様は、受講申込後においては、お客様ご本人の死亡、重大な疾病による受講不能（医師の診断書を提出していただきます。）または、これらに準ずる正当事由がなければ、申込の撤回・取消および受講契約の取消・解約等により、返金を請求することはできません。たとえば、経済事情が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった、等の個人的都合によるものについては、通常取引同様、一切応じられませんので予めご了承願います。</p> <p>（2）（1）の正当事由が存在し、お客様からの受講契約の取消・解約等のお申し出により返金する場合、以下の基準に従って返金額を決定するものとします。</p> <p>[1] 受講申込後で講座開始前（通信講座の場合、当社からの発送前）の取消・解約等<br/>         &lt;5万円以上の講座の場合&gt; 受領済受講料から、10,000円を差引いた額<br/>         &lt;5万円未満の講座の場合&gt; 受領済受講料から、受講申込講座の当学院所定の正規価格（割引を含まない）の20% に相当する額を差引いた額</p> <p>[2] 講座開始後（通信講座の場合、当学院からの発送後）の取消・解約等<br/>         &lt;通学講座の場合&gt;<br/>         受領済受講料から、①取消・解約等のお申し出までに講義スケジュールに従い実施済の講義部分に相当する受講料および配布した教材の部分等を差引いた額。および②3万円または①の残額の20%に相当する額のいずれか低い額を①の残額から差引いた額</p> <p>&lt;通信講座の場合&gt;<br/>         ①受講申込講座に関する当学院所定の発送スケジュールに従い、取消・解約等お申し出時までの期間および発送済の通信講座の教材等の部分等を差引いた額。および②3万円または①の残額の20%に相当する額のいずれか低い額を①の残額から差引いた額。</p> <p>（貴社のパンフレット上の記載内容）</p> <p>「納入された学費は、理由のいかんを問わず返金できません。」</p> |